日本マススクリーニング学会(誌)

転載許諾規定

- 1) 一般社団法人日本マススクリーニング学会が作成・編集した刊行物や本会ホームページで提供するコンテンツなどに掲載された図表等の転載を希望する者(以下「申請者」と略す。)は、すべて一般社団法人日本マススクリーニング学会(以下学会)に転載を申請しなければならない。
- 2) 申請者は、転載先著作物の引用文献欄に、転載元刊行物名、頁数、発行年を明記した上で、図表説明文に刊行物名、発行年を記載するものとする。ただし、引用文献欄がない場合は、図表説明文に刊行物名、頁数、発行年を記載するものとする。
- 3) 申請者が、転載許可の対象の図表等を一部改変して記載することは原則認めないが、転 載許可対象の図表を一部改変して掲載しようとする場合は、事前に該当委員会に内容を 明示して、申請しなければならない。
- 4) 申請者が、転載許可申請書に必要事項を記入し、転載利用案(原稿でも可)を学会事務局へ提出し、学会にて審査の上、許可するものとする。
- 5) 転載許諾料については、学術目的の場合は無料とし、商用目的の場合は、1件につき 55,000円(税込)と定める。ただし電子媒体・公衆送信等への転載の場合、転載開始 より1年を経過し、継続して転載を希望する場合には1年ごとに再申請し許諾料を支払 うものとする。有料の場合、振込手数料は申請者負担とする。
- 6) 利用目的の判断は、申請内容に基づき学会が判断する。

以上

令和5年3月1日制定